

京都FAカップ2016第21回京都サッカー選手権大会
(第96回天皇杯全日本サッカー選手権大会・京都府代表決定戦)
社会人代表決定戦 大会実施要項

1. 大会名称 京都FAカップ2016第21回京都サッカー選手権大会 社会人代表決定戦
2. 主催 一般社団法人京都府サッカー協会
3. 主管 京都フットボール連盟
4. 大会期日 1次ラウンド 2016年1月17日(日) ～ 3月27日(日)
決勝ラウンド 2016年5月 ～ 7月の土・日・祝日
※日程は、天候等(雪)の理由により、変更することがありますので予めご了承ください。
5. 会場 太陽が丘 他 (決勝ラウンドの会場は別途通知する)
6. 参加資格 (1) チーム: 公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人京都府サッカー協会加盟第1種登録チームとし、自衛隊連盟、専門学校連盟、高等専門学校連盟加盟チームを含み、大学連盟加盟チームを除く。なお、2016年度も引続き加盟するチームに限る。
(2) 選手: 1次ラウンドは、2015年度登録を適用し、追加登録については以下のとおりとする。また、追加登録選手は確認のため、試合当日会場に電子選手証を持参すること。
①追加登録は随時可能とするが、試合日の7日前までにWeb申請および入金処理を完了すること。
②最終は申請を2月29日(月)までとし、入金を3月5日(土)までに完了すること。
③本大会に出場するチームからの追加登録は認めない。
決勝ラウンドは2016年度登録を適用することとし、別途定める期日までに選手登録を完了していること。
7. 競技方法 (1) 1次ラウンド・決勝ラウンドともに、トーナメント方式とする。
(2) 1次ラウンドの各ブロック1位チームは決勝ラウンドに出場する権利と義務を有する。
(3) 決勝ラウンドは関西リーグ所属チームおよび1次ラウンドの勝者でトーナメント戦を行い、京都FAカップ2016第21回京都サッカー選手権大会決勝大会へ進出するチームを決定する。進出決定チームは、京都FAカップ2016第21回京都サッカー選手権大会決勝大会に社会人代表として出場する権利と義務を有する。
8. 試合時間 (1) 1次ラウンドの1・2回戦は70分とし、準決勝以降は80分とする。
同点の場合は20分(10分ハーフ)の延長戦を行う。
なお決しない時は、PK方式により勝ち上がりチームを決定する。
(2) 決勝ラウンドは90分とし、同点の場合は20分(10分ハーフ)の延長戦を行う。
なお決しない時は、PK方式により勝ち上がりチームを決定する。
9. 競技規則 (1) 本年度 公益財団法人日本サッカー協会競技規則を適用する。
(2) マッチコミッショナーミーティングを試合開始60分前に実施する。
○両チームのユニフォームを主審が決定する。(FP/GK 正副一式を必ず持参すること。写真可。)
○諸注意事項の説明などを行う。
試合開始60分前までに大会に登録された選手の中からメンバーを選出し、必要事項を記入の上、選手証と合わせて大会本部に提出すること。
(選手証は写真付であること。写真がなければ無効とし、出場を認めない。)
追加登録選手については、必ず電子選手証を持参すること。
(3) 交代要員は最大7名まで登録でき、このうち5名まで主審の許可を得て交代することができる。
(4) 本大会において退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できない。
それ以降の処置については、一般社団法人京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会で決定し、一般社団法人京都府サッカー協会より処分を通知する。
(5) 本大会期間中、警告を2回(累積)受けた者は、次の1試合に出場できない。

10. 審 判 一般社団法人京都府サッカー協会より派遣する。但し、1次ラウンドの副審は参加チームの登録審判員を指定する。
11. ユニフォーム (1) 参加チームは、正の他に副として異なるユニフォーム(シャツ・パンツ・ストッキング)を試合当日において必ず携行すること。
(2) kickoffにエントリーした選手固有の背番号をつけることとし、参加申込以後の変更は認めない。
12. 参 加 料 1次ラウンドは20,000円とする。決勝ラウンドについては別途通知する。
13. そ の 他 (1) 試合球について、各チームはできるだけ新しい検定球 2個を持参すること。
決勝ラウンドについては別途連絡する。
(2) 参加チームは、試合当日の会場設営および後片付けに協力すること。
(担当役員の指示に従ってください。)
(3) 試合をする両チームはそれぞれ3名以上のボールパーソンを準備し、試合を円滑に進めること。
(4) 決勝ラウンドの要項等は別途決定し、参加チームに通知される。
(5) 京都FAカップ2016第21回京都サッカー選手権大会決勝大会は7月～8月に行われ、要項等は別途決定し、参加チームに通知される。
(6) 不正行為に対する処置、その他本要項にない事項については、一般社団法人京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会により決定する。

以 上